

一般社団法人韮崎市観光協会ホームページ有料バナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人韮崎市観光協会（以下「協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、協会ホームページとする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、協会会員又は協会の会長（以下「会長」という。）が特に認めたものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 協会が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) その他広告として掲載することが適当でないと会長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載は、協会ホームページのトップページで協会が指定した位置とする。

(掲載の規格等)

第5条 掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦154ピクセル、横324ピクセル
- (2) データ容量 100KB以下
- (3) 形式 PNG JPEG

2 広告のデザイン、色彩等は、協会ホームページのデザインと調和がとれたものとし、協会と広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）との間で協議のうえ決

定するものとする。

（広告の掲載料）

第6条 広告の掲載料は、1枠月額3,000円とする。ただし協会会員は2,500円とする。ただし、会長は、協会の事業の振興に寄与すると認められるものについては、この掲載料を免除することができる。

（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は、最長6月とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 広告掲載期間内に協会の都合により協会ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ、掲載時間を延長するものとする。

（広告の募集枠）

第8条 募集する広告の枠数は、12枠以内とする。

（掲載希望者の募集）

第9条 会長は、協会ホームページ等により、広告掲載希望者を公募するものとする。

（広告掲載の申込）

第10条 広告掲載希望者は、掲載を希望する月の前月の15日までに広告の原稿案を添えて、広告掲載申込書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

（掲載の決定等）

第11条 会長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告の掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告掲載位置に、優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、申込み順により決定するものとする。

3 会長は、広告の掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（第2号様式）又は広告非掲載決定通知書（第3号様式）により、その結果を広告掲載希望者に通知するものとする。

4 広告の掲載の決定通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物等を提出するものとする。

（掲載料の納付）

第12条 広告の掲載料は、会長が指定する期日までに一括して納付するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び広告物等の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(掲載の取消し)

第14条 会長は、協会の行政運営上支障があるとき、又は会長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告の掲載の決定通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、自己都合により、広告掲載を取り下げる場合は、広告掲載取下げ書(様式第2号)により会長に申し出ることができる。

(掲載料の返金)

第16条 既納の広告の掲載料は返金しない。ただし、広告の掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は、この限りでない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。